

平成25年 第11回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年 6 月 27 日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成25年6月27日

## 東京都教育委員会第11回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第43号議案

平成26年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について

##### 第44号議案

平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書について

##### 第45号議案、第46号議案及び第47号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 都民の声（教育・文化）について〔平成24年度下半期〕

(2) 新たな情報モラル電子教材について

(3) 「高校生夕張キャンプ2013」への都立高校生の派遣について

(4) 平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	庄司 貞夫
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	谷島 明彦
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	加藤 裕之
（書記）	総務部教育政策課長	八田 和嗣

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第11回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、毎日新聞社ほか6社、合計7社から、個人は、合計12名からの申込みがございます。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——入室していただきますが、冒頭、東京新聞ほか2社、合計3社が頭撮りをやりますので、数分よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回5月23日開催の第9回定例会会議録については、先日お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を頂きたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第9回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回6月13日開催の第10回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしくお願ひします。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第45号議案から第47号議案までにつきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件について、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第43号議案

平成26年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について

【委員長】 それでは、第43号議案、平成26年度東京都立高等学校入学選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について、説明を、都立学校教育部長、よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、第43号議案、平成26年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について、御説明をいたします。

昨年都立高校における推薦選抜の基本的な考え方につきまして教育委員会で決定いただきました。資料の一番左端でございます。その右側が今春、平成25年度の推薦選抜の具体的な改善点と、前々回の定例会で御報告しましたが、その成果と課題につきまして改めて列挙しております。これらの成果と課題を踏まえ、来春、平成26年度の推薦選抜につきまして、資料の右の方に記載しております。平成25年度選抜で見られた幾つかの課題を踏まえ、必要な改善を行った上で、平成26年度の推薦選抜を実施していきたいというものでございます。

改善点の1つ目が集団討論等に関するものです。昨年度の集団討論のテーマは、幾つかの学校でなかなか討論にしぶらいものもあったという報告もございました。そういうことも踏まえ、昨年度の集団討論のテーマを全校公表します。これは各校自分の学校でホームページを持っておりますので、そちらで公表するとともに、東京都教育委員会のホームページに一覧表にして公表します。そうしますと、各校、別の学校でどのようにやっているのか分かりますので、そういうのも参考にしてもらいながら、集団討論にふさわしいテーマを設定してもらいたいと考えております。

それから、討論のやり方ですけれども、まだ少し慣れていない部分もありまして、基本的には生徒間の討論を期待しているわけですが、中には先生とのやり取りが主になった学校もあったという報告がございました。そこで、幾つかうまく生徒間の活発

な討論を引き出した学校もございますので、そのような事例を各校に周知していきたいと考えております。

2つ目は、小論文、作文、実技検査の関係です。作文のテーマについて、このようなテーマだと、書かれた内容が余り差がないという学校もございました。こちらも高校受検者が書くにふさわしいテーマになるように、これも同様に、昨年度のものを全校公表したいと思っております。実技検査につきましては、その学校の教育内容に即した実施内容になるようにしていきたいと考えております。

3つ目の総合成績に占める調査書点の割合の上限を50パーセントにした関係です。これによりまして、多くの学校から学力検査に基づく選抜とは違う観点からの選考ができたという評価をいただいておりますが、この選抜は、思考力、判断力、表現力やコミュニケーション能力を評価して選抜するのだということですが、本当にそうした目的に合致した生徒を選抜することができたのかについては、評価をしていく必要があると考えております。ただ、これは少し時間を取りまして、前々回の定例会でも御議論いただきましたけれども、単純に成績と比較するのでは趣旨に合いませんので、入学から卒業までの、もちろん学力の伸長も大事ですが、そのほか特別活動ですとか課外活動の活動内容など、様々な側面から生徒を評価し、推薦選抜の評価を行ってきたいと考えております。

4つ目に評価の観点の事前公表の関係です。例えば、集団討論でどのようなものを見るのかは各校事前に公表しているわけですが、中学校サイドから抽象的で分かりにくいという指摘もございました。どのような点が評価されるのかについて、できるだけ具体的に記載し、受検者にとって分かりやすいように改めたいと考えております。それから、これは高校の方から自らありましたけれども、選考を行う教員の評価能力を高める必要があるということで、昨年度も多くの学校で校内研修を実施しておりますが、これにつきましても、その事例を各学校に周知して、各学校における教員の評価者としての能力向上に努めてまいります。

5番目に募集定員に占める推薦対象人員率の見直しです。これは昨年、普通科20パーセント、専門学科30パーセント、総合学科30パーセントと見直しを行いましたが、普通科の高校の中に一部、従前50パーセントだったのを一どきに20パーセントにする

のはまずいだらうということで、昨年経過措置として30パーセントとした学校もございました。来年度はそこを本則どおり20パーセントにしたいと考えております。

以上、このような見直しを行い、平成26年度の推薦選抜を実施したいと考えております。御審議ほど、よろしくお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

**【内館委員】** 平成25年度推薦に基づく選抜の2番のところですか。小論文が中学生の発達段階を踏まえた状況が適切に判断できるテーマになっていない学校がある。テーマは具体的にはどういうものが判断できにくかったのでしょうか。

**【都立学校教育部長】** 例えば、ある学校で決まりを守ることにについて書きなさいという設問をしました。結果として採点が難しかったということが返ってきているのですが、中学校側から、このテーマについて、高校受験者となると、中学生も決まりを守るというのはどういうことなのだろうか。自我も発達していますから、この質問だと、決まり切った答えをしなければいけないのかと考えてしまって同じになってしまう。

**【内館委員】** 決まりは守らなければいけないと。

**【都立学校教育部長】** はい。そのように書いてしまいがちですけれども、中学生はもう少し深く考えているのです。決まりは何であるのだろうかということも考えた上でふだん生活しているのであって、入学試験でこのようなテーマを出されると、建前を書くような作文になりがちなので、もう少し考えてほしいという御意見でありました。

**【内館委員】** そうすると、逆に非常によく判断できたテーマはどのようなだったのですか。作文は結構大事だと思うのです。ですから、では、逆にどういうものだと、決まりを守るではなくて中味のある作文になったのでしょうか。

**【都立学校教育部長】** 例えば、これも難しいテーマですけれども、ある学校で、言葉の大切さについて自分の体験を具体的に示しながら、あなたの意見を書きなさいというテーマの学校もございました。これは生徒によって随分違う内容の作文になりました。

【内館委員】 でも、それは、例えば言葉は正しくきれいに使わなくてはいけないという建前を書く予測はなかったのでしょうか。

【都立学校教育部長】 これは自分の体験を具体的に示しながらというところから書かれました。

【内館委員】 ああ、体験だから。

【都立学校教育部長】 随分多様な回答があったと聞いております。

【内館委員】 ほかに二、三ありますか。

【都立学校教育部長】 少し注文が多過ぎたというのがありまして、例えば、ある学校で、あなたは将来、どのような仕事を通じて、どのように社会に貢献したいと考えますか。それはなぜですか。また、そのために高等学校あるいは大学でどのような力をどのようにして身に付けたいと思いますかと。

【内館委員】 テーマが三つあるわけね。

【都立学校教育部長】 はい。そうすると、これは注文し過ぎて、皆さん、同じような構成の作文になってしまった例がございました。

【内館委員】 分かりました。

【竹花委員】 1番の集団討論は初めてやったことですからあれですけれども、テーマを全校公表し、東京都教育委員会としても全てまとめて公表することはとても大事なことだと思いますが、小論文については今までどのようにやってきたのですか、あるいは今年はどうしようと思っておられるのか。

【都立学校教育部長】 小論文を選ぶか、作文を選ぶかは学校に委ねております。小論文を選んでいる学校の方が少数です。小論文の方は、グラフ等ですけれども、資料を与えまして、そこから読み取れるものを論述しなさいという形でやっております。

【竹花委員】 そのテーマの公表についてはどうしますか。

【都立学校教育部長】 その公表もしたいと考えております。

【竹花委員】 それも東京都教育委員会の方で一括して公表するのですか。

【都立学校教育部長】 各学校も公表してもらいますけれども、東京都教育委員会としても公表したいと考えています。

【竹花委員】 それは今年初めてのことでですか。

【都立学校教育部長】 初めてです。

【竹花委員】 そうですか。分かりました。よろしくお願いします。

【乙武委員】 テーマを公表する際に、東京都教育委員会として、これは活発な議論を生んだ良いテーマだったとか、これは受検生がなかなか書きづらい、若しくは決まり切った作文になってしまったテーマであるという評価も下して公表するのでしょうか。それはあえてせずに公表するのでしょうか。

【都立学校教育部長】 それは個別の学校にはお話ししたいと思っておりますけれども、公表ベースにそれを載せることは考えておりません。

【乙武委員】 その場合、各学校に良かったものを参考にしてもらうには、どれが良かった、どれが活発な議論を生んだよいテーマだったのかというのは、何を基準に判断してもらったらいいのですか。

【都立学校教育部長】 聞きますと、今年度も各学校それぞれテーマを決めるときに、中で随分議論をして作ってもらっております。ただ、それがこうやって並べてみますと、また中学校からの指摘を受けますと、やはりそういう問題があるのかというのもございましたので、それは私ども中学校側から聞いておりますので、私どもから学校の方に返していきたいと考えております。

【乙武委員】 もう一つ、多分以前御議論にあったのだとは思いますが、私どもが3月に就任したばかりなので教えていただきたいのです。5番の最後のところで、推薦対象人員枠の上限を一律に定めることの意味合いを教えてくださいませんか。

【都立学校教育部長】 推薦対象人員枠をどれだけ設けるかについてですが、まず高校の入学選抜は、基本は学力検査に基づいて行うものだと、これは法令で定まっております。学力検査を経ずに、つまり、こちらでやっている推薦に基づく選抜は例外措置として認められている。にもかかわらず、この制度は、東京都では平成7年度から始めたのですけれども、それがだんだん広まってまいりまして、実は当時の社会状況も背景にありまして、当時、高校入試が競争が非常に強過ぎるという社会背景、批判がありました。そういうのも受けて、この推薦選抜の割合がだんだん

広くなってきて、本来の法律の趣旨から逸脱しているのではないかという議論がございました。そして、この割合をもう少し絞るべきだろうと。ただ、昨年度の見直しの中で、推薦選抜をやる以上は、学力検査に基づく選抜とは違う意図があるだろう。その趣旨は生かせるように、また一定の規模もないといけないだろうということから、普通科には20パーセント。ただ、専門学科と総合学科については適性という問題もございまして、その分も見て30パーセントとしたところでございます。

【乙武委員】 言葉の揚げ足を取るようで恐縮ですけれども、通常は学力検査で入学選抜をするのが基本であると法令に定められているということです。そうすると、推薦に基づく選抜における課題は、学力ではないという位置付けになるのでしょうか。

【都立学校教育部長】 こちらの基本的な考え方にありますように、また、実際に行っているのが集団討論ですとか作文で、個別の教科、数学ですとか英語ですとか国語ですとかに即した学力とは違う、教科の範囲を超えた、これは広い意味での学力と呼んでいいと思っておりますけれども、教科の学力とは違うものと考えております。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【竹花委員】 5番の枠の話です。私は、平成26年度はこれでよろしいと思うのですけれども、前だったか、その前の教育委員会でも申し上げました。法令上は、確かに今、学力検査が原則で、こういうやり方は例外的な措置となっているのですけれども、この推薦選抜制度が非常に機能してきたということであれば、この割合についてももう少し見直すこともあり得べしだろうと思います。今年はずまずこれでもう1回やってみて、やり方についての定着状況とか、そうしたものもしっかり見た上で、また再来年度以降はまた考えるということで、その点を考慮した上でやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

【委員長】 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

今の5については、私は社会的な背景があると思っています。御承知のとおり、大学が推薦入学枠を非常に増やしてしまった。その背景には、学生確保ということがあると思います。そういうことが都立高校にも若干及んだということがあるのではないかと思います。そういうことで、このように普通科20パーセント。20パーセント

がロジカルな数字かどうかというのはなかなか難しいところですが、校長先生等と懇談をいたしまして、このぐらいが適当ではないかという答えを頂いたので、その数字にしているということだと思います。行く行くは、竹花委員が今おっしゃったように、いろいろな結果を見て、また変えていくこともあり得べしだと私は思っています。

一つ質問ですが、1番の生徒間の活発な討論を引き出す工夫をした好事例を各校に周知するということですが、これにはこのようにしてうまくいったというコメントみたいなのは付けるのですか。

【都立学校教育部長】 これも各高校に対して返していきたいと思っておりますけれども、幾つかの学校では、議論が停滞したとき、テーマによって停滞することがありますので、その場合には、このような投げ掛けをしようということをあらかじめ用意しておきまして、もう一回議論が回るようにした例もあります。

【委員長】 集団討論のテーマもさることながら、そういうやり方もコメントを付けて出すということですね。

【都立学校教育部長】 各高校に周知していきたいと思っています。

【委員長】 分かりました。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおり承認を頂きました。

## 報 告

(1) 都民の声（教育・文化）について〔平成24年度下半期〕

【委員長】 報告事項（1）都民の声（教育・文化）について〔平成24年度下半期〕について、説明を、総務部長、よろしく願いいたします。

【総務部長】 報告資料（1）都民の声（教育・文化）について〔平成24年度下半期〕です。

この件については、これまで各委員に資料をお送りさせていただきまして、各自御

覧いただくという方式を取っておりましたが、今回から教育委員会の場での報告という形に改めさせていただきます。その主な理由でございますけれども、今年度の初めから公益通報の弁護士窓口を設置させていただきます。この仕組みを機能させることが、体罰の根絶ですとか教職員の不適切な行為の防止に資するという観点から、教育委員会には定期的に報告すべきと考えております。それを機にしまして、これまで個別に対応しておりました請願ですとか陳情、後ほどまた御説明させていただきますが、そのようなものについても併せて都民の声ということで、この場で報告させていただきますこと改めたものでございます。

それではまず、1ページから、件数についてざっと説明させていただき、主な内容については後ほどまた出てまいりますので、その場で御報告させていただきます。

まず、都民の声という分類でございますけれども、こちらはメール等で寄せられます様々な声でございます。受付件数でございますけれども、こちらはその時々世相を反映いたしまして、何か話題になることが多いと件数も上がるという傾向がございます。グラフを見ていただきますと、例えば、平成23年度の上半期は非常に多くなっておりますけれども、震災直後で放射能の関係に関する様々な御意見が寄せられたところでございます。放射線量を測定してほしいですとか給食に関する不安、その辺りが件数としておおむね1,000件寄せられたところで、件数としては多くなっております。

平成24年度下半期は逆に件数としては低いように見えますけれども、これも相対的なところがございまして、下の方にも書いておりますように、平成23年度下半期に東京都教職員組合による竹島に関する記述に関する苦情が144件、国旗掲揚・国歌斉唱の処分に関する苦情52件などがありましたため、件数が多くなっているものでございます。

また要望でございますが、平成23年度下半期も、公立小・中学校日本語学級設置要綱改正に関する要望が161件あったということです。平成23年度下半期が多くなっていることによって、平成24年度下半期は少なく見えますけれども、そういう事情でございます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。ただいま御報告した内容につきまして分

分野別に整理し直したものでございます。分野別に直しますと、教職員に関するものが最も多くなっております。662件でございました。そのうち、体罰に関するものが68件となっております。2番目は、一番下のその他347件でございまして、これはその他でございますから様々ございまして、教育委員会制度に関するものですか、区市町村教育委員会への指導・助言に関するものなど、様々でございます。

3番目でございますが、生徒指導に関するもの212件です。これは分類上、教科書に関するものを生徒指導に入れ込んでいるものですから、それが件数として大きく作用しております。

4番目は運営に関するものでございまして、これも入学者選抜に関する問合せなど様々でございますけれども、143件。

これら上位の4分野を合わせますと、9割を超えるという状況となっております。

3ページを御覧いただきたいと思います。

今回から報告事項に追加させていただきました請願でございます。請願は、教育委員会規則によりまして、住所、氏名の記載と押印が必要としております。お名前を明らかにしていただいた上で受付をし、その方にお返しをしていくシステムとなっております。

請願につきましては平成24年度下半期は2件でございました。特定の教員の処分を求めるもので、個別の内容でございます。それから、国旗・国歌に関する教員の処分に関するもので1件でございました。平成23年度は生徒指導のところが多くなっておりますが、教科書採択の関係でございまして、既に御報告済みでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思います。

陳情等（団体要請）でございまして、実際に様々な団体から私どもがこちらの窓口でお話を直接お伺いするものでございます。平成24年度下半期でございますが、生徒指導に関するものは31件になっておりますが、うち教科書採択に関するものが22件になっております。これも様々な要請がございまして、ただいま申し上げたことに加え、例えば教育予算に関する要望でありますとか、学校の耐震化の推進に関すること、施設の利用料金に関することなど、様々なものでございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。

公益通報制度でございます。弁護士窓口を開設しましたのが今年4月からになりまして、昨年度までは内部の窓口のみの設置になっておりまして、御覧いただきますように、3年間で1件だけでした。今年度の状況でございます。これにつきましては次回に報告しますが、4月に設置して現在6月末でございますが、現在まで17件既に出しております。主な内訳でございますが、セクハラが2件、体罰が6件、不適切な指導3件、横領1件、サービス違反1件、あと相談が4件、このような状況になっております。

【竹花委員】 17件は外部の弁護士に……。

【総務部長】 弁護士さんに行った件数でございます。

6ページを御覧いただきたいと思います。

平成24年度下半期の主な内容をざっと御説明させていただきたいと思います。多数を占めたテーマということで上から選べております。体罰に関するものがやはり多かったということで、体罰を行った教員への処分が軽過ぎる、体罰の原因として長期在職という問題があるので、教員の異動を促進してください、それから、体罰のみならず、言葉による行き過ぎた指導も厳しく規制されるべきである、それから、体罰調査については、保護者にも調査をしてほしいという内容がございました。

それから、いじめに関するものが続いておりまして、いじめが起きたことをマイナスに評価すると、学校、教員がいじめを隠してしまうので、いじめを解決したことをプラスに評価するようにしてほしいという内容、それから、いじめに関しては、学校関係者全体が連帯して取り組むべきだという内容でございます。

次に、公共マナーについてで、電車の中で教員の話し声が響いていて不快であった、あと、これは結構多いのですけれども、生徒の自転車通学がルールを守っていないので、指導してほしいという内容です。

次に、外遊びの義務化に関することございまして、体力向上の政策の一環で外遊びを推奨しているわけでございますけれども、放射性物質の影響が心配なので、義務化をしないでほしいという内容でございます。

それから、教科書「江戸から東京へ」に関しまして記述を改めたことに伴う賛成の意見、反対の意見が続いております。

7 ページを御覧いただきたいと思います。

今まで御説明したものを除いて分野別に説明させていただきますけれども、教職員に関しましては、指導教諭の導入を評価する声、生徒指導に関しましては、スクールカウンセラーのおかげで無事に卒業することができました、それから、道徳や社会貢献をしっかりと教えてほしい、あと、高校生が飲酒や喫煙をしているのがインターネット上で公開されているので指導してほしいなどがございます。

学校運営に関しましては、東日本大震災被災地の中學者に対して、入學者選抜の受験資格の認定で非常に固い対応をしてしまったことに伴う苦情がございました。これにつきましては直ちに取扱いを改め、受験資格を認める措置を取ったところがございます。それから、ツイッターアカウントを取得すべき、35人学級の取組を推進すべき、樹木の<sup>きん</sup>剪定をお願いしたところ、すぐに対応してくれました、ありがとうございました、それから、教育委員の起用に関する評価、東京都教育委員会と区市町村教育委員会での情報共有を進めるべき、このような内容となっております。

8 ページを御覧いただきたいと思います。

請願でございますけれども、先ほどは触りは御紹介させていただきましたが、卒業式、入学式に関する通達の撤回、服務事故再発防止研修を行わないこと、処分を受けた教員の採用拒否等の撤回などに関するものでございます。

それから団体要請でございますが、「江戸から東京へ」の記述修正に関する賛否、障害のある子供たち、特別支援学校の環境整備などに関する要請が主に出されているところでございます。

今後とも様々な都民の声に耳を傾けまして、教育行政に適切に反映してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

**【竹花委員】** 今御報告いただいた都民の声等の中に、これを基にして、東京都教育委員会として何らかの対処をしなければならなかった事例、あるいは対処をした事例がありますか。

【総務部長】 冒頭御紹介しました放射能に関する都民の声がございまして、これは1,000件以上寄せられていたわけですが、昨年度の初めから給食に関する食材を実際に機械にかけまして、放射線量をチェックするという仕組みを構築したところがございます。一例を挙げますとそのような例がございます。

【竹花委員】 分かりました。こういう報告を受けて、基本的にこれだけたくさんあるものを教育委員会に全て上げていただいて、私どもが個々に判断をすることはできませんので、教育長以下にこれまでもこの処理を委ねてきたわけですが、基本的に適切に処理をされてきたのではないかと考えておりますけれども、特に褒められたことではなくて、指摘された事項、マイナスの面での指摘については、今後も特に配慮をして、それなりの対処をし、必要なものは、特に教育委員会にも御報告をお願いしたいと存じます。

それから、今日これにはないのですけれども、これまでも重要な案件については、東京都議会におけるやり取りについてもお聞きをしておりました。できましたら、東京都議会での質疑の中身について、東京都議会の定例会が終わってからで結構ですので、これも教育委員会としてこう答えるべきだということを事前に教育長にお話し申し上げているわけではなくて、教育長が東京都教育委員会でいろいろ決定された事項に基づいて御答弁いただくことをこちらをお願いしているわけですので、その結果だけ御報告をいただければと。それも都民の声の一つでありますので、その点の要請をしておきたいと存じます。よろしく申し上げます。

【総務部長】 定期的に御報告させていただきたいと思います。

【委員長】 ほかに。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——この件については報告として承りました。竹花委員から今のような御要望が出ましたので、是非よろしく申し上げます。

## (2) 新たな情報モラル電子教材について

【委員長】 報告事項(2) 新たな情報モラル電子教材について、説明を、指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 報告資料（２）新たな情報モラル電子教材についてでございます。

先般6月21日にいじめ防止対策推進法が国で可決成立しまして、この中ではネットを通じたいじめ、これらについて、国や自治体は監視する体制などを整備する必要があるという内容が盛り込まれております。東京都におきましては、既に平成21年6月からこうした学校非公式サイト等の監視を進めているところでございますが、本日御説明します電子教材につきましては、こうした監視の結果から得られました事例に基づき作成しているものでございます。中身としましては、子供たちが実際に被害に遭いやすいゲームサイトですとか掲示板ですとか、このような場面を設定してございます。

また、これまでも実は文部科学省、あるいは東京都、警視庁などでもこのような教材は作られてきているのですけれども、その多くは、ドラマを見て、それでどこがいけなかったのだろうかを考えさせる教材でございました。今回作りましてのは、この後御説明しますが、実際にこういう画面が携帯電話に映ったときに、あなたならどうしますかというのを実際に子供が疑似体験しまして、そこで立ちどまって考えるところを特長として作成しております。また、コンテンツもチェーンメールとか音楽の違法ダウンロードとか、全部で20のコンテンツを用意し作成しております。

また、これに似たような教材は、実は神奈川県、あるいは高崎市でも既に作成しておりますけれども、主に高校生向けでございまして、今回は、これにつきましては小学校から高校まであらゆる校種で活用できるような形で作成し、既に本年4月に都内全公立学校に配布したところでございます。この4月、5月の活用状況を学校に確認しましたところ、8割の学校が何らかの形で子供たちにこれを朝や帰りの会などで見せているという報告もございまして、今後は7月から始まりますICT活用講座、これは情報の専門家を学校に派遣しまして、子供たちに直接この教材を活用して指導していただくのを3年で都立学校は全校、区市町村立につきましては、区市町村1校以上訪問講座を開催するなどしまして、活用を図ってまいりたいと思っております。

具体的なコンテンツの例を二つ中段に示しております。左側はワンクリック詐欺の例です。左側に何か怪しげな入会申込みの画面がございまして、これは子供が知らない人からのメールをうっかり開けてしまったところで、このようなところに来てしまっ

た設定でございまして、入会しますか、しませんか。これはイエスでもノーでも自動的に料金請求の画面へ行くようになっておりまして、慌ててしまった子供が、今度は入会ありがとうございます、身に覚えのない方はこちらに電話してくださいという画面がこの後現れます。子供は誰にも相談することなく、そこへ電話してしまいました、うっかり自分の氏名や電話番号を伝えてしまう。

実際にこういう被害に遭う例がございまして、ここに書いてあるように、指導者用のところにワンポイントアドバイス、子供たちには、知らない人から届いたメールは開封しないようにしましょう、あるいはもし被害に遭ってしまったら、すぐに先生や保護者に相談しましょう、このようなことを徹底してくださいということで、どちらかというところ、こういうのを指導するのが苦手な先生もいらっしゃるのです。ここを見れば、必ず指導できるという形で作っております。

子供たちのアンケートからは、知らない人からのメールは開けてはいけないのだとか、電話をかけたりにしてはいけない、このようなことが分かったという感想が寄せられております。

右側、無料ゲームサイトに注意。無料ゲームとittedただけで、つい入ってしまいたくなるわけですが、実は、これはゲームをより楽しむために有料のシステムと併用になっているパターンがほとんどでございまして、ゲームを楽しむために、例えば、人より強い登場人物とかキャラクターを入手するためには、お金を払わなければいけないという仕組みになっております。この画面でございましてけれども、ゲームを進める上でどうしますかというところで、3コインというところを押してしまった子供の場面です。このように、擬似通貨で示してありますので、お金がかかるのかどうか分からなくなっています。ついこれを押してしまいますと、電話代とともに料金が発生しまして、それが保護者に請求されるという場面でございます。

このようなことにならないように、単なる知識ではなくて、実際に子供にやってみせて、考えさせるところがこの教材のポイントでございます。

真ん中下の方に、5、6年生にこの教材を学習してみてどうでしたかと聞いてみたところ、85パーセントぐらいの子供は、よく分かる、分かったと回答しましたが、15パーセントぐらいの子供は、分かりにくかったと回答しています。この理由を聞いてみ

ましたところ、5、6年生ですので、自分は携帯電話を持っていないので、イメージが分からなかったとか、あるいは実感が湧かないということで、分かりにくいと回答しているということです。

これらの教材は更に活用を図ってまいります、期待される効果としましては、左下に書いております。まず、この情報が有害なのかどうかを見極める力、情報を取捨選択する力、3としまして、相手の立場に立った情報発信ができる、いじめにつながるような誹謗中傷の例もコンテンツとして入れておりますので、このような力を高めていきたい。

今年度は非公式サイト等の監視も継続して実施してまいりますとともに、11月にはICT教育フォーラムで、この教材を使った授業の事例なども発表してもらう予定でございます。

今後の検討課題でございますが、一層の活用を図るということで、これは、実は保護者の方には是非これをやってみてほしいのでございます。例えば、子供の授業参観などのときに、保護者も一緒にやってみるとか、保護者会でこれを使ってみるとかしまして、保護者と一緒になって理解を図っていくとか、そうはいつでも、苦手な先生はいらっしゃいますので、そのような先生を対象にした研修を、では、どうやってやったらいいのか。また、冒頭申し上げましたいじめ防止対策推進法の中では、インターネットの誹謗中傷もいじめと今回定義されたところでございますので、では、いじめ問題の解決に資するための取組をどうしていくかということも検討してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、何か御質問、御意見はございますか。

**【内館委員】** 意見ですけれども、これを教材として使って、朝の会や帰りの会で活用することはすごくいいと思います。これが、例えばですけれども、生徒個人にこういうものを配布しようという方向でいくと、うぜえよとなって終わりだと思うのです。だから、そういうところにお金を使うよりかは、私は、きちんと教室で教材として使って納得させることが一番いいのではないかという気がします。その意味では大

変いいと思います。

【指導部長】       ありがとうございました。

【乙武委員】       3点あります。私も実際小学校で教員をやっていたのですが、まず子供たちの状態をお話すると、やはり5、6年生ぐらいからは携帯電話を持ったり、家でパソコンで使ったりという子がぐっと増えてきて、もちろんこういうゲームなり、こういうサイトから高額な請求をされてしまう危険性もあるとは思いますが、それとは別に、仮想の空間でいろいろやり取りができるというシステムがあって、具体的に言うと、例えばブログサイトで一番人気のあるアメーバというサイトがあるのです。そのアメーバがやっているピグというシステムがあって、ピグというのは、かわいらしい人形のようなものを自分なりに着せ替えたりして、それがいろいろなテーマパークみたいところへ出かけて行って、それぞれほかのユーザーが使っているピグと出会ってしゃべったり、仲良くなったり、いろいろな手紙の交換をしたりということらしいのです。

そういうことで、学校外の友達ができるという意味ではいいのかもしれないのですが、そのようなところから、また新たな人間関係のトラブルが生まれているよという話も子供たちから聞いておりましたので、このような高額な請求をされるのだよという危険性をきちんと伝えることに加えて、活用状況の2番のところにも書いてありましたが、情報モラル・リテラシーに関する訪問講座というところも、しっかりとやっていかなければならないという重要性を感じておりました。

2点目は、今もお話にありましたが、こういうことが苦手な先生方をどうするかという対応は、私もどうしたらいいところかと苦慮するところです。例えば、私が勤務していた杉並区では、全教員に区からPCが支給されているのですが、いや、パソコンとかよく分からないしということで、1年間にほとんど触ることがない教員がいるのも実態です。そのような先生方が、幾らこうした指導のポイントを盛り込んでいたとしても、携帯電話を持っていない子が、15パーセントはよく分からないと答えたように、ふだんからインターネットに触れていない先生は、やはり教えることへの実感も湧かないのか。ですから、ある程度はプロフェッショナルな方にお任せをして、訪問講座で来ていただくことも、もう少し重視した方がいいのかということも感

じました。

3点目は、正に今お話があったように、保護者への周知も非常に重要だと感じております。子供たちの方が、下手をすると、インターネットに詳しくて、ばんばん先へ進んでしまって、親が何も知らない状態のまま大きなトラブルに巻き込まれてしまうケースもあるようなので、保護者にもどのような危険性があるのか、子供たちに携帯電話を持たせる、インターネットに触れさせる場合には、どんな危険性があり、どんなことに注意しなければならないのかということ、きちんと保護者にも周知していくことの重要性を併せて感じておりました。

以上です。

**【委員長】** 今の3点についてはいかがですか。

**【指導部長】** お話のように、特に小学校の場合は、携帯電話の利用率がトータルで2人に1人と高まっておりまして、また、今度は携帯電話ではなくてスマートフォンの利用率が極めて高くなっております。また、ツイッターなどに不適切な書き込みをしたりするという事例も監視で把握できておりまして、そのようなものも含めて、刻々と変わる指導のポイントというか、在り方については、活用講座などを通して更に周知してまいりたいと思います。

**【委員長】** もちろんきちんと分かっている先生にやっていただければいいのですが、そうでない場合に、専門家をお願いするという点についてはどうですか。

**【指導部長】** 訪問講座は、子供たちへの指導とともに、教員への研修などで指導していただくような形になっておりますので、そこで特に苦手な先生については、どういう点を重視して指導したらいいのかという点も御指導していただく予定でございます。

**【竹花委員】** 今作られて配布されている資料は小中高皆同じ中身ですか。

**【指導部長】** 同じです。

**【竹花委員】** 小学生にも高校生にも同じものを見せようという話ですか。

**【指導部長】** 配布しているのは同じでございます、小学生でも高校生でも、こういう場面に遭遇しやすいという事例をそろえております。

**【竹花委員】** それは、小学生向け、中学生向け、小・中向けは一緒にいいかもし

れませんけれども、少し変わったものでもいいように思うのです。例えば、スマホもああいう形で利用するのは、多分中学生後半ぐらいからだと思うのです。そういう中身を考えて継続して、今いろいろな新しい機器が出てきますし、新しい危険も生じていますので、今は作ったものは作ったものでいいのですけれども、今年の4月に作った中身をまた新しいものを作る。そして、できたら相手の年齢に応じたものを作ることをお願いしたいと思います。もちろんいいことなのでやってほしいのですけれども、更に進化をさせていただくように、これでおしまいというのではなくて、考えてほしいということをお願いします。

もう1点、8割ぐらい使っているということですが、都立高校は100パーセントやっていますか。

**【指導部長】** 100パーセントは活用しておりません。

**【竹花委員】** 都立高校は私どもの守備範囲内ですから、少ししっかりとやらせてほしいと思うのです。

小・中ですが、東京都教育委員会は、区市町村の教育委員会を指導することができるわけであります。こういうのは今までたくさん出しているのです。非行防止教育にしても交通安全教育にしても、子供たちが生きる上でとても大事な情報を、今の学習指導要領の中ではこれだけの時間を使って教えるべしとなっていないために、副読本として、参考資料として、こうしたものがいろいろ東京都教育委員会から作られて、これを活用することを促してきているわけであります。それらの大半は、学校現場では、どの程度かは私もよく分かりませんが、かなり無視をされてきているのではないかと私は推察しています。それは理由があるわけですから、それは学習指導要領で決められた中身ではないわけですから、学校で教えずともいい話なわけだし、教えるべき時間は確保されていないわけです。そうした問題をずっとこの種の事柄については持ってきていると思うのです。

もちろん区市町村の教育委員会の中には、私どもと同じような関心を持って、私どもの教材が良ければ、それを活用し、自ら作った教材もあるかもしれませんが、そうした教材を活用して、学校に教えるべしという形で御指導なさっている区市町村の教育委員会もないわけではないとは思っています。しかし、私の知っている限り

では、そういう系統的な指導を行って、こういう教材を使って、こういうことを指導すべしということについて、しっかりとした指導をなさっている区市町村の教育委員会は、余りないのではないかと私は感じています。

8割という話ですけれども、その8割もどういう時間に、どういう形で行われたのかということについても、しっかりと調べないことには、ちょこちょこホームルームの時間に見せました。危ないですよというだけではしょうがないだろうと思うのです。保護者に対する問題も同じことであります。今、公開授業というのがあります。土曜日に東京都は、公開であれば月2回やってよろしいという通知も出しているわけですが、そこには保護者の方々が来られることも結構あると承知をいたしておりますけれども、そうした面での活用も一つの方法だろうと思うのです。

そこで、指導部長に私はお願いしたいのだけれども、私どもの東京都が指導することができるという法律の規定に基づいて、この種のものについて、どの程度具体的指導が可能なのかを一回根本的に検討してほしいのです。総合的学習の時間で1年間に2時限、こうしたものを教えるべきだと。そのときの資料はこれを活用すべきだということが言えるのかどうか。そして、土曜日の公開授業で保護者をできるだけ集めて、こうした資料を活用して行うべきだという指導をすることができるのか。そうしたことについて少し検討してみしてほしいと思うのです。

東京都教育委員会は、もちろん自ら抱えている都立学校についての指導責任があるわけで、そこはしっかりと我々が対処しないといけないわけですが、他方で、小・中を卒業した子供たち、育ってきた子供たちをどのように都立学校で受け入れたいのかというのは、私どもの大きな関心でありますし、法律もそういうことを踏まえた上で指導の権限を与えているわけです。あの法律上の指導の権限について、少し遠慮がちに私どもが対処してきたのではないか。もう少ししっかりとした指導をしてもいいのではないかと感じるのです。

前にも申し上げたけれども、一部の区市町村の教育委員会の中には、恐らく今も残っていると思いますが、東京都教育委員会の言うことは聞かないでもいいという教育委員会もあるように聞いています。それは違ふと私は思うのです。教育委員会、教育行政に携わる者は、もちろんそれぞれがそれぞれの役割を果たしつつ、また、共同し

て事柄に当たるべきだと思うのです。そういう視点をもう少し明確に持って指導していきませんか、こういうのを幾らあなたたちが労力をかけて作っても、ほとんどが宙に浮いてしまうというのでは、やった甲斐がないと私は思います。

そういう点について、これまでと違った踏み込んだ検討をしてもらえないか。それはもちろん法律に合わなければいけないわけですが、しかし、基本的には指導権限だけですから、相手が指導を受けなければ、無視されれば、それ以上のことは我々はできないわけです。でも、もう少し踏み込んだことがあってもいいのではないかと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】 今の点、いかがですか。非常に大事なポイントだと私も思います。

【指導部長】 ありがとうございます。区市町村立学校におきましては、教育課程の権限は当然区市町村教育委員会にございますが、このような教材の活用も含めまして、東京都教育委員会と区市教育委員会で検討する会もございますので、そのようなところですか、様々な形で活用を図っていただくように、一層働き掛けをしてまいりたいと思っております。

【竹花委員】 私は、こういう公式の場でそういうことを申し上げるのはなぜかという、教育委員会での発言はオープンにされるわけですね。

【指導部長】 そうです。

【竹花委員】 読んでほしいと思うからです。でも、まず読んでいる人はいないだろうと思います。私は東京都の政策委員会でもお話を申し上げて、私の言っていることに意見のある人は、私はいつもメールを明らかにしていますけれども、言ってきてくださいと申し上げます。私の言っていることは無視されているのか、大したことがないと思われるのかわかりませんが、今年4月に新しいメールを申し上げましたが、1件もありません。私らの言っていることもつまらないことを言っているのかもしれないけれども、つまらないならつまらないと言ってくればいいではないかと思うのです。本当にこういう事態では、教育委員会の制度とか、あるいは学校と教育委員会の関係だとかについての今の世間の様々な非難に対応しきれないだろうと私は思います。そういう点で、指導部長、今までの市町村の教育委員会との関係について、あなたのところが一番関わりが大きいわけですが、少し検討してみてください。

ませんか。

【指導部長】 はい。

【委員長】 さっき竹花委員のコメントの中に少しありましたけれども、区市町村教育委員会で情報モラルについてどう扱っているかという横断的な調査はできますか。そういう権限はあるのかしら。あるはずだね。

【指導部長】 区市町村教育委員会の取組状況については把握はしております。

【委員長】 それを今度のときでも一遍出してもらって、少し議論することにしたらどうですか。是非お願いします。今非常に大事で意見で、情報モラルがないことによる弊害がどんどんエスカレートする種類のものでありますから、横断的な調査の結果を出していただいて、今の竹花委員の御発言にもありましたように、それで対策をまた考えましょう。

【山口委員】 小学生の2人に1人が携帯電話を使用しているということで、また、5、6年生で言うと、もう少し多くなるということだと思っております。こういう教材を使って教育をしていくことは、これから本当に不可欠だろうと思っているのですが、親の立場からすると、持っていない子供たちですね。そのような子供たちがこのような教材を使って学ぶことは大事ですけれども、それによって興味が更に増してしまって、うちも是非買ってほしいとか、そこは親の方針とかいろいろなところがあると思うのですが、子供にとっては、何で僕だけ持っていないのだとか、何で私だけと、あとはみんな持っているのだよということになって、それがまたいじめの火種にまではならないのかもしれないのですけれども、ですから、このような教材を使うことの<sup>もろ</sup>両刃の剣というところで、恐らく保護者の方に説明されるときでも、その辺りのところも配慮しながら説明をされないと、逆に携帯電話を持つことを助長しているかのような印象を与えかねないケースも、特に小学校の場合はあるのかと。教育は教育としてすごく重要だと思うのですけれども、その辺りにも是非配慮をお願いしたいと思います。

【指導部長】 保護者への啓発も含めまして、一層充実させてまいりたいと思っております。

それから、大変申しわけございませんでした。先ほどこの教材は、小中高それぞれ

一つだと申し上げましたが、小学校版と中学・高校版と二つ作っております。

【竹花委員】 中・高版は一緒なわけですね。

【指導部長】 そうです。大変失礼いたしました。

【竹花委員】 それは正しい方向だと思います。しかし、にもかかわらず、新しい状況が出てくるわけですから、それでおしまいというのではないようにお願いをしたいと思います。

【指導部長】 分かりました。

【委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

### (3) 「高校生夕張キャンプ2013」への都立高校生の派遣について

【委員長】 報告事項(3)「高校生夕張キャンプ2013」への都立高校生の派遣について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告事項(3)「高校生夕張キャンプ2013」への都立高校生の派遣についてでございますが、これは昨年からは開始しております、今年で2回目になります。御案内のとおり、東京都と北海道夕張市は自治体間連携モデル事業を推進しております、その一環として夕張キャンプを昨年度から進めております。昨年度は、農業、商業でしたが、今年は、工業、家庭科にも学科を拡大して展開してまいります。また、スポーツの取組についても昨年同様に進めてまいります。

開催の目的はここに書いてありますとおり、北海道、東京都の高校生を対象とし、夕張市の方々との交流を深めて、炭鉱の街夕張の歴史、文化、また夕張メロンをはじめとした産業などを直接体験する活動を取り入れまして、健全育成の実現に貢献する目的でございます。

主催、運営は高校生夕張キャンプ実行委員会、母体は夕張市でございます、既に2回、今年度開催しております。

後援は、北海道、北海道教育委員会ほかでございます。

実施時期は本年7月から8月まで、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と分かれまして、実施をして

まいります。

実施場所は夕張市内です。

実施内容は（１）から（４）までございます。特に（１）の現地の夕張市の方々と高校生が直接交流する活動、地域の学習、夕張メロンをはじめとした農産物の流通などの体験、スポーツ交流、競技会の開催が柱でございます。

参加対象はこのとおりでございます。

１枚めくっていただきまして、別紙に３期の内容がまとめてございます。

まず、Ⅰ期は７月２３日から２６日までの期間となっております、都内の選抜された６チームと書いておりますけれども、先日、６月２２日に、農業、商業、工業、家庭科の高校生１９グループが競いまして、その中から、研究開発部門、広報ＰＲ部門、食品部門の３部門それぞれ２チームずつ、６チームが選抜されて現地で活動するものでございます。

昨年度との違いは、内容の一つ目の丸の最後に書いておりますが、調査研究。現地調査、フィールドワークを今年度初めて半日設定しております。それから、先ほど申し上げましたとおり、昨年度は農業、商業の２チームずつでしたが、今回は、東京都参加校に書いておりますとおり、工業高校４校、家庭科、農業という形で６校が参ります。また、今回新しい取組としまして、北海道の夕張高校の高校生と都立高校生と一緒に地域貢献活動、ボランティア活動として、地元の方々と一緒に草刈りをするボランティア活動も計画しております。

Ⅱ期は高校男子サッカーでございまして、昨年同様、駒場高校と東久留米総合高校の１年生部員２０名ずつが、ここに書いておりますPENALTY CUP U-16 in 夕張、北海道のプリンスリーグに出場する、下に書いております全国レベルの強豪チームとトーナメントやリーグ戦を行って、競技力を向上させる取組でございます。

Ⅲ期は女子サッカーと足立新田高校相撲部の生徒が参ります。女子サッカーは晴海総合高校と飛鳥高校の２チーム、２５名ずつが、下に書いております北海道の高校生と試合をする取組。また、夕張場所では、平成元年のはまなす国体でも使われました相撲場を使って稽古や試合を行う形でございます。

参考といたしまして、３枚目に昨年度の実施状況を写真でまとめております。昨年

度は、第Ⅱ期に川淵三郎元教育委員の講演や、また、内館牧子教育委員におかれましては、第Ⅲ期で国技相撲の現状と北海道への期待という特別企画もやっていただいたところでございます。

このような形で今年度も夕張キャンプ2013を進めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——この件については報告として承りました。

(4)平成26年度使用都立高等学校(都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。)用教科書の調査研究について

【委員長】 報告事項(4)平成26年度使用都立高等学校(都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。)用教科書の調査研究について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 それでは、報告資料(4)平成26年度使用都立高等学校(都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。)用教科書の調査研究について、御説明をいたします。

この調査研究資料ですけれども、それぞれ検定に合格しました教科書の特徴や違いが明瞭に分かるように調査研究を行い、この資料を各学校に配布し、各学校における選定が進められるようにと、平成14年度以降毎年調査研究を行って作成しているものでございます。今回は、学校での活用を一層図るために、例年よりも2週間ほど早め作成したところでございます。作成したものは大きく3種類ございまして、一つは国語や数学などの共通教科のもの、農業、工業などの専門教科のもの、それから特別支援学校用の3種類のものを作成したところでございます。

「1 調査研究の対象となった教科書」は、平成24年度に行われた教科書検定に合格した計178点でございます。

「2 都立高等学校等において使用する教科書の調査研究の項目」ですけれども、アの内容とイの構成上の工夫に分かれております。アの内容は、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえましたそれぞれの調査項目と、更に地理歴史、公民などの一部の教科では、ここに書いております北朝鮮による拉致問題の扱い、我が国の領域をめぐる問題の扱いなどの項目につきまして、学習指導要領の総則、東京都教育委員会の教育目標などに照らして、東京都教育委員会が独自に調査研究を行う項目もございます。このうち、一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱いとオリンピック、パラリンピックの扱いは今回初めて調査した項目でございます。

「3 都立特別支援学校の高等部において使用する教科書の調査研究の項目」につきましても、アの内容とイの構成上の工夫になっておりまして、障害のある生徒の実態を踏まえた教科書になっているかどうかを細かく調査いたしました。

裏面を見ていただきますと、例えば、文字の大きさが生徒にとって適切かどうか、文字量、カラーページ、図や絵や写真などが分かりやすく解説してあるかどうかなど、細かく調査をいたしました。

概要につきましては、お手元の抜粋版で説明をさせていただきたいと思っております。右下に通し番号を示しております。

2を御覧ください。

これは高等学校用の教科書調査研究資料でございますので、ここがございます国語以下8教科24種類について調査をしております。

5を御覧ください。

ここにおきましては、「1 採択の権限と教科書調査研究資料の役割」の基本的な考え方をまとめております。

1点目は、教科書の採択は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定によりまして、所管の教育委員会、都立学校につきましては東京都教育委員会がその権限を有していること。

2点目は、中段、「そこで」の段落でございますけれども、東京都教育委員会が学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて、違いが明瞭に分かるように調査研究を行わなければならないこと。

3点目は、その下でございます。各都立高等学校等においては、校長の責任と権限の下、校内に教科書選定委員会を設置いたしまして、登録されている教科書のうちから最も適切な教科書を選定するという3点を示しております。

7を御覧ください。

今回は日本史Bを例としまして御説明いたします。今回はここにある8点のうち6点を調査研究いたしました。

1ページめくっていただきまして、8を御覧いただきまして、学習指導要領の目標等を示しております。

1ページめくっていただいて、9でございます。

内容のア、調査研究の総括表には、学習指導要領の目標に沿い、時代区別のページ数、あるいは全体に占める割合、地域の文化遺産の見学などを取り入れるように工夫している箇所があるかどうかという内容、その下のイ、具体的な調査項目の内容につきましては、この項目に加え、先ほど申し上げた東京都教育委員会が独自に設定した調査項目及びその理由について示しております。

1枚めくっていただきまして、10を御覧ください。

調査研究の総括表でございます。古代から昭和戦後期以降の時代区別の全体に占めるページ数及び割合を教科書ごとに示しております。

1枚めくっていただきまして、11を御覧ください。

これは地域の文化遺産、博物館や資料館等の調査・見学などを取り入れるよう工夫した学習があるかどうかを教科書別にまとめたものでございます。

13を御覧ください。

北朝鮮による拉致問題の扱いでございます。ここにある8点の教科書のうち、7点に記述がございまして、右側の記述の概要には、核開発、あるいは拉致問題の記述の概要を示しております。

このほか、14ページ以降にはその他の項目について記述の概要を教科書別に示しております。

20を御覧ください。

これは構成上の工夫といたしまして、地図や資料、コラム、図や写真などがどのよ

うに掲載されているかを教科別に示したものでございます。

1枚めくっていただきますと、今度は特別支援学校用の教科書調査研究資料の抜粋でございます。

24を開いていただきますと、特別支援学校高等部調査研究資料の構成をまとめておりまして、先ほど御説明しました障害のある生徒の実態を踏まえた調査研究の内容をまとめております。

報告資料の裏面、4にお戻りいただけますでしょうか。

ただいま概要を御説明しました調査研究資料でございますが、ここで御了解いただきましたならば、直ちに各都立高等学校に送付しまして、各学校では教科書を選定する際の資料として活用していただけるように配布したいと考えております。

また、今後、東京都教育委員会におきましては、各学校から報告されました教科書選定結果、この調査研究資料等を総合的に判断しまして、各都立高等学校で使用するものが適当と認められた教科書を採択する予定でございます。

なお、先ほどの説明で一部触れたところでございますけれども、今回の調査で東京都教育委員会が個別に調査した項目のうち、国旗・国歌の扱いの調査で、日本史Aと日本史Bの教科書に東京都教育委員会の考え方と異なる記述があることを確認いたしましたので、これについても併せて御説明いたします。

これにつきましては、厚い方の調査研究資料（共通教科）の130ページをお開きいただけますでしょうか。

130ページには国旗・国歌の扱いを教科書ごとを書いております。この中ほどに実教出版、304、高校日本史Bの記述を書いておりまして、記述の概要の4点目を御覧ください。「国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争ではたした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となった。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」という記述がございました。

今度は111ページでございます。これは日本史Aでございますけれども、同様に二つ目の実教出版、302、高校日本史Aの右側、記述の概要におきましても同様の記述

がございました。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいま説明のありました内容のうち、実教出版の高校日本史Aと高校日本史Bに関わる事項については、この後第44号議案で審議することといたします。

それでは、ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。

## 議 案

### 第44号議案

平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書について

【委員長】 第44号議案、平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書について、報告事項（4）で、指導部長から、実教出版の高校日本史Aと高校日本史Bの教科書に東京都教育委員会の考え方と異なる記述があることについて説明がありました。このため、私から教育長に対して、各教育委員の意見を踏まえ、東京都教育委員会としての見解をまとめ、都立高等学校、都立中等教育学校及び都立特別支援学校の校長に周知するよう指示をいたしました。この件についての説明を、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 委員長からの指示を受けまして、各教育委員の意見を踏まえ、実教出版の高校日本史Aと高校日本史Bにつきまして見解をまとめましたので、ただいまから読み上げます。

平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書についての見解

都教育委員会は、各学校において、最も有益かつ適切な教科書が使用されるようにしなければならない責任を有しており、教科書の採択に当たっては、採択権者である都教育委員会がその責任と権限において適正かつ公正に行う必要がある。

平成26年度使用高等学校用教科書のうち、実教出版株式会社の「高校日本史A（日A302）」及び「高校日本史B（日B304）」に、「国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争ではたした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となった。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」という記述がある。

平成24年1月16日の最高裁判決で、国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であると認められたことを踏まえ、都教育委員会は、平成24年1月24日の教育委員会臨時会において、都教育委員会の考え方を、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」（別添資料）にまとめ、委員総意の下、議決したところである。

上記教科書の記述のうち、「一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」は、「入学式、卒業式等においては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導することが、学習指導要領に示されており、このことを適正に実施することは、児童・生徒の模範となるべき教員の責務である。」とする都教育委員会の考え方と異なるものである。

都教育委員会は、今後とも、学習指導要領に基づき、各学校の入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱が適正に実施されるよう、万全を期していくこととしており、こうした中であって、実教出版株式会社の教科書「高校日本史A（日A302）」及び「高校日本史B（日B304）」を都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。以下「都立高等学校等」とする。）において使用することは適切ではないと考える。

都教育委員会は、この見解を都立高等学校等に十分周知していく。

都教育委員会は、委員総意の下、以上のことを確認した。

平成25年6月27日

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

よろしいですか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおり承認を頂きました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

7月11日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程でございます。次回定例会は7月11日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催いたします。

以上でございます。

【委員長】 日程はよろしゅうございますか。

## 日程以外の発言

【竹花委員】 いじめ防止対策推進法が成立をいたしまして、今ウェブの問題に関して指導部長からもお話がございましたけれども、この法律の施行に関して、東京都教育委員会として何かやらなければならないこと等についてはありますでしょうか。既に全部やっているから、もういいのだということでしょうか。そこを御説明いただければと思います。

【指導部長】 先ほども申し上げましたように、現在、ネット監視ですとかスクー

ルカウンセラーの全校配置ですとか、今回法律に盛り込まれた内容につきましては既に取り組んでいるところでございますが、現在、指導部では大きく2つの取組を進めております。

1つは、外部の各方面の専門家を交えた専門家会議におきまして、子供のいじめのサインを見逃さないためにどうしたらいいのか、学校でどういう取組が必要なのか、関係機関とどう連携したらいいのかという具体的な方策を今詰めているところでございます。あわせて、教職員研修センターにおきましては、これは深刻な事態に至らないようにするための方策につきまして、総合的ないじめ問題の研究、これまでの深刻な事態に至った事例の分析なども含めまして、今進めているところでございます。これらの中で具体的に、まず学校として何をしなければならないのか。特に今までのように、例えば警察との連携が大事だとか、組織的な指導体制の確立が大事だという抽象的な言葉ではなくて、今すぐに先生方一人一人ができることは何なのかという具体的な行動目標ですとか、そのような形で今大きく2つで検討しておりまして、現在のところ、この秋を目標に固めてまいりたいと進めているところでございます。

**【竹花委員】** いじめの問題については、東京都教育委員会はかなりしっかりと取り組んできたという思いも持っているのですけれども、やはり法律ができましたので、一度その法律の中身、あるいはそこで議論されたことを踏まえて、今までの私どものやり方ももう一度見直してみて、新たな施策が必要かどうかという点についても、今、指導部長の御説明にあった方向でしっかりと検討してほしいと思います。その結果はまた東京都教育委員会に御報告をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【指導部長】** かしこまりました。

**【委員長】** 非常に大事な問題ですから、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前11時36分)